

区街4号線沿道まちづくり かわら版

第14号
2017.9

発行元：中野区 都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり分野

「沼袋区画街路第4号線沿道地区地区計画」及び「平和の森公園周辺地区地区計画の変更」(原案)の説明会のお知らせ

沼袋区画街路第4号線沿道地区の都市計画の変更や地区計画の策定に向けて、9月3日(日)、5日(火)に地区計画等素案の説明会を開催しました。多くのご意見ありがとうございました。この度、沼袋区画街路第4号線沿道地区地区計画等原案を作成しました。(※別紙は10月の原案説明会で使用する資料です。)

つきましては、この内容について下記の通り説明会を開催するとともに地区計画等(原案)の公告・縦覧及び意見書の受付を行います。

◆地区計画等原案の説明会開催

	開催日	時間	会場
①	10月15日(日)	10:00~11:30	沼袋区民活動センター (沼袋2-40-18)
②	10月15日(日)	15:00~16:30	新井区民活動センター (新井3-11-4)
③	10月16日(月)	19:00~20:30	沼袋区民活動センター (沼袋2-40-18)

※両日程とも説明内容は同じですので、ご都合の良い日にご出席ください。

※説明会会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

※10月15日(日)は、時間により会場が異なりますので、ご注意ください。

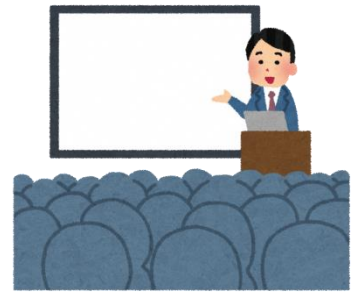
※一時保育(先着3人程度)及び手話通訳をご希望の方は、10月6日(金)までに裏面のお問い合わせ先までご連絡をお願いします。

◆地区計画(原案)の公告・縦覧及び意見書の提出について

- ・縦覧期間 : 平成29年10月4日(水)~10月18日(水)
- ・意見書提出期間 : 平成29年10月4日(水)~10月25日(水)必着
- ・縦覧、意見書提出場所 : 中野区役所9階の都市計画担当
- ・対象者 : 区域内の土地所有者及び都市計画法施行令第10条の4に規定する利害関係のある方
- ・記入事項、提出方法 : 書式自由。住所、氏名とふりがな、電話番号、利害関係のある方の場合はその理由も記入。持参または郵送

◆中野区画街路第4号線の事業着手について

現在、手続きを進めている沼袋区画街路第4号線沿道地区地区計画内に位置する中野区画街路第4号線について、平成29年8月に東京都より事業認可を受け、いよいよ事業に着手しました。事業の概要及び用地補償についての説明会を11月頃に実施し、その後、用地取得に向けた土地や家屋の調査などを進める予定です。また、用地測量についても引き続き取り組んでまいります。沿道の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。



◆『沼袋区画街路第4号線沿道まちづくり』に関するQ&A

Q1：今回の地区計画策定の目的は何ですか。また、既存の建築物についても制限されるのでしょうか。

A1：地区計画の中でまちづくりや建替えのルールを定め、区画街路第4号線沿道の商店街を中心とした「新たなにぎわいの創出」と沼袋地区の「防災性の向上」を図ることで。また、今回の地区計画等による制限が都市計画決定した場合でも、既存の建築物について制限が適用されるわけではありません。建替え等の建築行為を行う際に適用されます。

Q2：バス通りの拡幅整備はいつ頃完成するのでしょうか。

A2：中野区画街路第4号線(バス通りの拡幅)については、平成37年度末の完了を目指し、事業に取り組んでまいります。

◆オープンハウスを開催します！

下記日程にて、地区計画原案の内容や沿道のまちづくりに関する情報等を分かりやすくお伝えします。お気軽にお越しください。

日時：9月21日(木) 13:00~20:00

10月5日(木) 13:00~20:00

場所：沼袋区民活動センター 洋室3号(9月21日(木))

洋室2号(10月5日(木))

【お問い合わせ先】

中野区 都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり分野

TEL：03-3228-5487(直通)

FAX：03-3228-5417

※連続立体交差事業や沿道まちづくりについては、中野区ホームページにて「西武新宿線沿線まちづくり」と検索するとご覧いただけます。

※このかわら版は、地区計画の策定を想定している範囲にお住まいの方、営業されている方、土地または建物を所有されている方を対象に送付しています。